所得税及び復興特別所得税の確定申告期限が 令和2年4月16日(木)まで延長されました

令和元年分の所得税の確定申告は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、全国の税務署において申告期限が延長されたところであります。本町においても、4月15日(水)まで延長することといたします。また、3月30日(月)以降は申告会場を設けていませんので、住民課お客さま窓口で受付をお願いいたします。

なお、申告にご持参していただくものは、広報誌2月号に掲載していますのでご確認ください。

●申告延長期間・申告会場

会場	期	間	受付時間
名寄税務署または旭川中税務署	3月17日(火)	~4月16日(木)	午前9時~午後5時
町民センター1 階 子供会室	3月16日(月)	~3月27日(金)	午前9時~午前11時午後1時~午後4時
住民課お客さま窓口係	3月30日(月)	~4月15日(水)	役場開庁時間

※郵送で提出する場合は、下記宛先に送付してください。(住所記載不要)

旭川中税務署宛(〒078-8507 旭川中税務署内申告書等集中処理担当部署(名寄税務署))

- ※e-Tax は従来通り所轄の税務署に送信し、添付資料等は旭川中税務署へ送付してください。
- ※申告書は、国税庁HP【www.nta.go.jp】の確定申告書等作成コーナーで作成することができます。

■詳しくは住民課税務係(正32-2422)・名寄税務署(正01654-2-2157)